

ひょうご障害者芸術文化活動支援センター
のあり方について

令和7年12月

ひょうご障害者芸術文化活動支援センターあり方検討会

【目 次】

1	はじめに	1
(1)	ひょうご障害者芸術文化活動支援センターあり方検討会の設置	1
(2)	障害者の芸術文化活動の意義	1
(3)	障害者の芸術文化活動推進にあたっての課題	1
(4)	ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの役割	2
2	ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの事業内容の検討と提案	2
(1)	ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの事業内容	2
(2)	支援センターの事業内容に対する委員意見及び新たな事業展開に関する提案	6
3	ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの運営体制の検討	9
(1)	支援センターの運営体制と他府県との比較	9
(2)	行政直営のメリットと課題	11
(3)	事業委託のメリットと課題	11
(4)	受託事業者における課題認識	12
(5)	支援センターの事業実施体制に対する委員意見と提案	14

1 はじめに

(1) ひょうご障害者芸術文化活動支援センターあり方検討会の設置

平成30年6月に「障害者文化芸術活動推進法」が施行され、障害のある人の文化芸術活動に対する関心が高まりを見せるなか、兵庫県においても令和元年6月に福祉部ユニバーサル推進課内に「ひょうご障害者芸術文化活動支援センター（以下、「支援センター」という。）」が設置された。

以降、支援センターでは芸術文化活動に取り組む福祉団体や企業等からの意見を受け、近年では障害者芸術作品巡回展や映画鑑賞会など、障害者芸術活動を支援する様々な施策に取り組んでいる。

こうした中、障害者芸術活動のさらなる普及や県民への理解促進、時代に即した支援策、事業実施体制等を改めて確認・検討することを目的に、支援センターのあり方やその業務内容を検討する「ひょうご障害者芸術文化活動支援センターあり方検討会（以下、「検討会」という。）」が設置された。

検討会では、他府県の設置状況やその活動状況をアンケート調査により把握し、その結果を参考に、兵庫県が実施している障害者の芸術文化活動の支援状況について、現在の支援センターの事業内容や支援体制を確認し、これからの事業展開に必要な施策等について検討を行った。

(2) 障害者の芸術文化活動の意義

芸術文化活動は、すべての人が創造性を発揮し、個性を伸ばし、自らの啓発を図るための自発的、自主的な営みである。また、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性をかん養し、創造力をはぐくむ。さらに、文化的なイベントやワークショップに参加することで、人々が集まり、共感し合うことで、地域社会のつながりも生まれる。

特に、障害のある人が芸術活動に取り組むことは、障害のある人の個性や能力を引き出すとともに、社会参加の促進にもつながる。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」においても、芸術文化が障害者の社会参加の機会を開くものであり、社会包摂の機能を持つことや、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」においても、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与するものとされている。

また、障害者が生み出す芸術文化活動には、作品や成果物にとどまらず、表現や創造の過程に魅力があるもの、既存の芸術文化に対して新たな価値観を投げかけるものも多く存在する。障害者による芸術文化活動は、障害者の個性と能力に気づかせるだけでなく、障害者を新たな価値を提案する主役として位置付け、障害の有無にかかわらず対等な関係を築く機会を提供する。

(3) 障害者の芸術文化活動推進にあたっての課題

一方で、障害者が芸術文化を創造し享受するためには、依然として活動の際に生

じる制限や障壁があり、文化・福祉・教育等関連分野の縦割りによって、障害者本人に十分な支援や情報が届かないことや、本人の意思が尊重されないこと等、様々な課題がある。また、障害者による芸術文化活動を推進することは、ともすれば「障害者の芸術文化」という分類・枠組みがあるという印象を強め、その他の芸術文化活動との分断を生じさせるのではないかと懸念があることにも留意する必要がある。

本来、芸術文化活動においては、障害の有無にかかわらず、誰もが対等に享受・創造する権利をもっている。しかし、現状では障壁や制限、それによる負担も生じているため、これらを解消し、障害のある者とない者が共に参加し、楽しめるようにするための具体的な対応が必要となっている。

(4) ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの役割

支援センターでは、「①する・②みる・③ささえる」という観点から、①障害者の作品等の発表機会の確保、②障害者が芸術文化を鑑賞する機会の拡大、③障害者による芸術文化活動の推進に寄与する人材育成及び確保など、障害者文化芸術活動推進法の趣旨も踏まえながら、芸術文化活動を行う障害者や団体等への多面的な支援を実施している。

支援センターには、障害者による芸術文化活動がさらに普及・発展するとともに、障害者の芸術文化活動推進にあたっての課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められる。

2 ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの事業内容の検討と提案

(1) ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの事業内容

① する（作品展示・発表の支援）

ア 兵庫県障害者芸術・文化祭の開催

県、当事者団体（身体・知的・精神）、社協、社会福祉事業団、県教委等で構成する実行委員会方式で障害者芸術文化祭を毎年2回開催

区分	開催日（期間）	開催場所	内容
舞台部門	R7.11/16（日）	豊岡市民プラザ	落語や演劇、車いすダンス（参加者数：300人）
美術工芸作品 公募展	R8.3/6（金） ～3/15（日）	兵庫県立美術館	絵画、書道、写真、工芸等（R6年度出展数：448点）



【舞台部門】



【公募展】

イ 「兵庫県障害者アートギャラリー」の運営

県立美術館王子分館内に障害者芸術作品の常設展示場を開設し運営

・場所・規模

県立美術館王子分館原田の森ギャラリー内・40 m² (旧リフレッシュスペース)

・展示内容

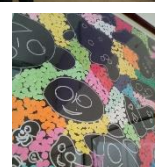
絵画、書等 10～15 作品程度を 3 か月毎に年 4 団体展示

・その他

入場料無料、月曜日休館

【令和 7 年度の展示】

期間	展示団体
4 月～6 月	いたみ杉の子
7 月～9 月	若葉福祉作業所
10 月～12 月	Cherish (チェリシュ)
1 月～3 月	工房 育夢



ウ 障害者芸術作品巡回展の実施

障害のある方の芸術作品をより多くの方々に知っていただく機会の創出に向け、県障害者芸術・文化祭の入賞作品や、地域の障害福祉事業所等で制作された作品の展覧会を県内 9 カ所で開催

【令和 7 年度の展示 (予定を含む)】

期間	展示団体
4/25～5/1	赤穂市立図書館 日本海水赤穂ライブラリー
6/25～6/30	川西市立ギャラリーかわにし
8/9	尼崎市記念公園 ベイコム 総合体育館 (サブアリーナ)
10/2～10/7	朝来市役所
10/10～10/13	イーグレひめじ
10/24～10/27	イオン明石
12/6	神戸ハーバーランド スペースシアター
12 月 (調整中)	木口記念会館
2/4～2/10	神戸マルイ



エ ユニバーサルなミュージックフェアの開催

障害者の音楽活動の発表の場を創出し、障害者の自己実現や社会参加の促進を図るとともに、障害者の表現活動 (音楽) の素晴らしさを伝え、県民への障害者に対する理解と障害者の社会参画を促進

【令和7年度の開催】

開催日	開催場所	出演団体
10/13	イーグレひめじ	特別支援学校など、地域で活動する団体



② みる（鑑賞機会の拡大支援）

ア 「合理的配慮提供に係る研修」の実施

障害者が舞台等を観劇するなど鑑賞機会の拡大を図るため、劇場・ホール等芸術文化施設を対象に、障害者が観劇する際に必要となる合理的配慮に関する研修を実施

【令和7年度の開催】

開催日	開催場所	対象者	内容
12月(調整中)	イオンシネマ明石	映画スタッフ	障害の特性や鑑賞時における情報配慮、運営についての理解を深めるための研修会

【これまでの取組（一部抜粋）】

■ ピッコロわくわくステージの鑑賞

劇場スタッフを対象に、県内の盲学校や視覚特別支援学校の生徒と一緒に、ピッコロ劇団「森のなかの海賊船～こそあどの森の物語～」を鑑賞し、サポート業務を体験。また、終了後には、ピッコロ劇場の鑑賞サポートの取組について、広報専門員による講演を実施



■ 舞台芸術鑑賞への合理的配慮に関する研修

宝塚市立宝塚文化創造館において、阪神地区公立文化施設協議会の会員を対象に、障害別の対応の仕方や、車いすや視覚障害者からの見え方、案内の方法などの体験を実施



イ ユニバーサルな映画鑑賞会の開催

日常において社会への遠慮や自粛により映画鑑賞が困難な障害児やその家族を対象に開催。当日は映画館を貸し切り、字幕付き映画を上映。場内の明るさや音量にも配慮し、上映前に鑑賞のルールやマナーを説明する等、映画を楽しみながら学び、劇場での体験を深めるプログラムを実施

【令和7年度の開催】

開催日	開催場所	人数	上映作品
10/13	イーグレひめじ	46人	ペット2
12/12	イオンシネマ明石	200人(予定)	ミニオン

【令和6年度の開催】

開催日	開催場所	人数	上映作品
7/9	109シネズ HAT 神戸	200人	劇場版ドラえもん
7/12	イオンシネマ三田	177人	劇場版ドラえもん
10/14	やぶ市民交流広場	277人	すみっこぐらし

③ ささえる（支援人材の育成）

ア 絵画と音楽の体験ワークショップの開催

芸術文化活動を始めようとする団体や個人を対象に、障害のある方や家族、支援者を対象に芸術文化活動を体感するワークショップを開催

【令和7年度の開催】

開催日	開催場所	内容
10/31	原田の森 ギャラリー	ほうきのような筆、ローラーの筆、ハケの筆やクレヨン、絵の具などを使いながら、自由に字や絵を描く



【これまでの取組（一部抜粋）】

様々な画材や道具に触れながら、絵を描いたり楽器を演奏したりすることの楽しさや自由な発想を大事にする視点などを体感的に学べるワークショップを開催

開催日	開催場所	内容
R5/7/15	原田の森 ギャラリー	①絵本作家のWAKKUNと大きな紙と墨と筆を使って絵を描くワークショップ ②楽器が初めての方や、障害の有無にかかわらず簡単に演奏できる楽器の体験



イ 障害者芸術のあり方を考えるシンポジウムの開催

大阪・関西万博に向けて障害や多様性の理解促進を図るため、表現活動の素晴らしさや今後の障害者芸術のあり方を考えるシンポジウムを開催

シンポジウム	「表現すること、つくること、未来へつなぐこと ～障害者芸術の取組の現場から～」
日程	令和6年3月1日（金）
場所	兵庫県立美術館 ギャラリー棟3階 ギャラリー
内容	①（一社）障がい者自立推進機構 セイン カミュ理事 「障害のあるアーティストの創作活動」

	②（特非）100年福祉会片山工房 新川 修平氏、川本 尚美氏 「片山工房が考える・障害者のある方のアート活動に必要なこと」
--	---

ウ ユニバーサルなアートマッチング

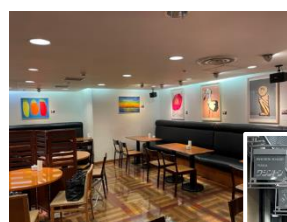
障害者の芸術文化活動への理解促進や芸術作品の展示機会の拡充を図るため、作品展示を希望する「事業者」と「福祉作業所」を繋ぐアートマッチングを推進

【令和7年度の開催】

開催期間	事業者	展示作品
10/11～11/30	(株)スウェーデンハウス	障害者アートデータベースの登録作品及び各福祉作業所で制作した作品
10/24～10/30	コープこうべ	制作者が食品売場やバックヤードを見学し、そこで見たものや感じたことを表現した作品
2/1～	有馬温泉街	公募作品 (制作者が有馬温泉街で見た風景等の作品を各旅館、ホテルが選定)

【これまでの取組（一部抜粋）】

- カフェモロゾフさんちか店
(令和6年10月4日～11月15日)
- 川西カリヨンの丘特別支援学校
(令和6年4月19日～7月11日)
- 神戸大丸
(令和6年4月17日～5月7日) 等



(2) 支援センターの事業内容に対する委員意見及び新たな事業展開に関する提案

① 各委員の意見

(現在の事業に対する全体的な評価)

- 現状、十分な数の事業を行っており、今後は質の向上を目指すべきではないか
(常設展、公募展など)
- 多くの事業を行っている印象である
- 兵庫県は、現場のニーズを拾い、丁寧に仕事をしている
- 単年度予算では、事業展開がしにくいいため、繰越による事業展開ができないか
- 様々な障害を抱えながら創作活動をしている当事者の方の生きていく上で困難なこと、創作する上で困難なこと、夢や希望をそれぞれの事業所を通じて吸い上げ汲み取っていくことで当事者の生きていく力、創造力の増進につながりアートの輪が広がるのではないか

(音楽や舞台表現の場の創出)

- 美術に比して、音楽や舞台芸術の事業が少ないのではないか
- 美術と音楽で事業規模に不均衡を感じるが、「する・みる・ささえる」の事業展開は良い。重点をどこに置くかは重要である
- 県の芸術の取組は美術が多いように感じる。ダンスなど美術以外の事業も増やせないか
- 美術作品公募展など多くの人が集まる機会に、音楽等のパフォーマンスの場がつかれないか

(専門家の積極的な活用・人材育成)

- 兵庫県は広い分、たくさんの人材や専門家がいる。ネットワーク化して積極的に活用してはどうか
- アートセクターや観光分野との関わりが大切。相手方の対応もあり、支援センターからの働きかけだけでは難しいかもしれないが、民間の専門家を積極的に活用してはどうか
- 共生交流という考え方に基づけば、障害の有無にこだわらない場づくりの工夫や小学校の部活などとも交流があってもおもしろいのではないか
- すべての事業を支援センターで行うのではなく、一部を専門的なスキルを持つ人材・業者に委託してもよいのではないか
- 国内外に展開するためのグッズ化や作品販売等の著作権相談、展覧会への貸出依頼等に対応できる人材を確保できないか
- 近畿ブロック広域支援センターや他府県が持つ、著作権などの知識・ノウハウを県内作業所でも共有できるとよいのではないか

(常設展示場の魅力向上)

- 常設展示場で物販ができるようになると良い
- 常設展示場を美術分野以外に活用できないか
- 常設展示場の展示内容の魅力向上を図るため、演出・レイアウト等に知見のある専門家を配置できないか

(芸術活動のスタートアップ支援)

- 少額でもいいので、画材購入や貸倉庫等の借上げの補助が出せないか
- 事業者間で物品等をリユースするためには、時間・費用が掛かるため廃棄されているものが多い。必要とする人は多いと思われるので、リユースに向けてマッチングする仕組みづくりができないか
- 画材だけでなく楽器のリユースの仕組みができないか
- 画材や楽器のほか、間伐材などのリユース・リサイクルの仕組みがあれば、ものづくりをしている事業所等の活動の幅も広がるのではないか

- 福祉サービス事業所では、使える画材が少ないなどアート活動に限界がある。事業所でできる活動が広がるよう、また個人のアーティストへの支援も含めてサポートが必要ではないか
- 大きな音が出せる活動場所や楽器の保管場所のほか、作業所において制作された作品の保管場所も必要ではないか

(新たな障害のあるアーティストの発掘)

- 才能のある表現者の発掘ができないか
- 個人のニーズの把握、活動への支援も重要。新たな作家の発掘にもつながっていくのではないか

(支援センター内での活動スペースの確保)

- 事務機能だけではなく、展示や創作活動ができるスペースを支援センターに設置できないか
- 芸術が共生の場となるよう、障害のある人とない人が一緒に活動できる場をつくれないか
- 支援センターが子供や高齢者も含めて交流できる場所になると良い。交流が刺激となって新しい作品が生まれるのではないか

(行政組織・企業等との連携強化・情報発信)

- 障害者芸術＝福祉の構図になっており、美術・芸術関連の部署・専門家の参加がない
- 支援事業の目的は芸術だけではなく、観光や伝統文化の発信など総合的な文化振興を図ることである。芸術や観光など関連部署との連携を強化すべきではないか
- 教育や芸術、福祉部門のほか、神戸市等市町とも密に連携して一体的に事業展開できないか
- 福祉的なネーミングでイベントを開催しても人が集まらない。企業等と連携しながら、県民の身近な場所で取組を進められないか
- 支援センターの事業情報等へのアクセスがわかりにくい。県のホームページ内ではなく、別にホームページを立ち上げるなどわかりやすく、見やすいものにした方が良い
- 県内には活動場所も多くある。多くの人に知ってもらえるように、行政からの積極的な広報など、情報発信を強化していくべき

② 提案内容

ア 音楽や舞台表現の場の創出

美術分野における発表の場は十分に確保されているものの、音楽やダンス、演劇など舞台表現の場が少ないことから、音楽や舞台表現の発表の場の充実に努めること

イ 専門家の積極的な活用

県民の障害者芸術活動への理解促進や障害者芸術に取り組む団体や個人の知識・技術の向上のため、美術工芸作品の展示や音楽、舞台表現の発表にあたっては、人を呼び込む魅力的・効果的な展示や演出、活動を支援するアドバイザーを設置すること

ウ 芸術活動のスタートアップ支援

障害者芸術のさらなる振興や、障害者の芸術文化活動を通じた社会参加を推進するため、消耗品をはじめとする補助制度の創設など、障害者芸術に取り組むことを希望する団体や個人スタートアップ支援を図ること

エ 新たな障害のあるアーティストの発掘

障害のある人が芸術活動に取り組むことは、障害のある人の個性や能力を引き出すとともに、社会参加の促進や心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与するものであることから、障害者芸術に取り組む団体や個人の裾野を拡大するとともに、発表機会の創出等による新たな障害のあるアーティストの発掘を図ること

オ 相談やワークショップ等の開催が可能な活動スペースの確保

障害者の芸術文化活動のさらなる振興や県民の障害者芸術文化活動への理解促進、共生社会の実現を目指し、芸術家同士の意見交換や障害者が芸術活動について気軽に相談できる場、障害のある人とない人の区別なく一緒に活動・交流できるスペースの確保を検討すること

3 ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの運営体制の検討

(1) 支援センターの運営体制と他府県との比較

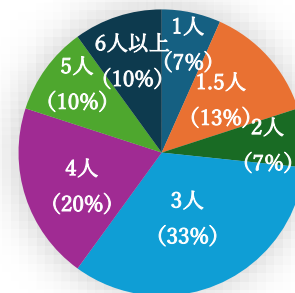
① 設置状況

- ・ 全都道府県が支援センターを設置 (R7.8 現在)
- ・ 支援センターの運営は社福、一社、公財等への団体委託が大半
- ・ 行政直営は本県を含め5県

② 人員体制

ア 支援センター（受託事業者）の人員

- 支援センターを受託している事業者の人員について、3人（33%）が最も多く、次いで4人（20%）となっており、5人以上で運営している支援センターもある



- 一方で、27%が2人以下の少人数でセンターを運営しており、事業量の違いもあり単純に比較できないものの、3人以上での運営が一般的となっている

イ 支援センター（行政直営）の人員

- 行政直営の支援センターの人員は、1名～3名体制で運営しており（兵庫県は1.5名）、委託の場合に比べて少人数での運営を行っている。アンケートからは、支援センターに人員を十分に配置できず、結果として実施する事業も範囲が狭くなる傾向

※他事業との兼務職員は障害者芸術の従事割合により按分

※アンケートの有効回答数は30件（全国の支援センター業務を受託している事業者（43者）のうち、30者からの回答を集計）

③ 事業内容

ア 本件支援センターと少人数（2名以下）で運営している支援センターとの比較

（本県と条件の近い都道府県のうち、具体的な事業内容の記載があるものを抜粋）

都道府県	運営方式	人数	主な事業内容
兵庫県	行政直営	1.5※2	○障害者芸術・文化祭 ○合理的配慮提供に係る研修 ○作品展示・発表会開催支援 ○相談支援事業 ○常設展示場の運営 ○ワークショップ、オンラインセミナー、シンポジウム ○障害者芸術作品巡回展 ○アートマッチング ○映画観賞会 ○ミュージックフェア
A	行政直営※1	1	○相談支援事業 ○研修、勉強会、デザイナー等の派遣 ○SNS等での芸術作品の情報発信 ○年1回のフェスティバル開催（音楽・演劇発表、美術展、福祉作品販売） ○芸術作品巡回展
B	行政直営※1	1	○作品展開催 ○人材育成研修、出前教室 ○相談支援事業 ○障害者芸術の情報収集・発信
C	行政直営	1	○アートギャラリー（県庁・空港） ○人材育成セミナー

D	事業委託	1	○芸術作品展示 ○芸術作品（缶バッチ）の販売（現在事業休止） ○ワークショップ
E	事業委託	1.5	○芸術文化祭（作品展・ステージ発表） ○展覧会の開催 ○相談支援事業 ○情報収集・発信
F	事業委託	1	○芸術文化祭 ○作品巡回展 ○講座、ワークショップ、セミナー

※1 一部事業委託も含む ※2 令和7年度のみ2.5人

比較の結果、兵庫県の支援センターは同規模の人員で運営しているところに比して、事業内容が多い傾向

イ 本県支援センターと事業内容が類似している支援センターとの比較

都道府県	運営方式	人数	主な事業内容
G	行政直営	3	○障害者作品展 ○ワークショップ、セミナー ○アートギャラリー ○交流会、意見交換会 ○情報発信
H	事業委託	7※	○障害者芸術・文化祭 ○支援人材育成 ○相談支援事業 ○ワークショップ ○アート展 ○舞台芸術鑑賞事業 ○レンタルアート推進事業 ○商品化支援事業 ○情報収集・発信

※ 行政職員2人を含む

比較の結果、兵庫県の支援センターと同程度の事業内容を実施する場合、3名程度以上の人員が適当

（2）行政直営のメリットと課題

（支援センター業務を行政が直営している4県へのアンケート調査結果より）

① メリット

- 組織連携や情報発信力など行政の特長がそのままメリットとして活かせる
- ・行政関連部署（教育、文化など）との横断的な連携が可能である
 - ・障害福祉サービス実施法人の情報を把握しており、情報発信がやりやすい
 - ・行政が実施することで、より広報効果が期待できる

② 課題

- 行政組織の運営上避けられない人事異動による知識や経験の継続性が課題
- ・人事異動により数年で担当者が交代するため、芸術分野に関する専門的な知識や経験をもつ職員を安定して配置することが難しい。
 - ・このため、専門的知識・経験の蓄積が困難で、相談支援体制の確保が難しい

③ 事業を委託していない理由

- 条件に合致する委託先があれば、委託による事業実施も選択肢として検討
- ・委託先として想定していた団体との間で、事業内容や契約条件等について合意に至らなかった
- ・過去に委託していたこともあるが、センター事業を担ってもらえる事業所が閉鎖した

(3) 事業委託のメリットと課題

(支援センター業務を委託している 42 都道府県へのアンケート調査結果より)

※有効回答数 31 件 (42 都道府県中 31 都道府県が回答)

① メリット

- ・全体の約 52%が「専門性・ノウハウ」と回答しており、委託事業者が持つ専門的な知識やノウハウを活かし、適切な支援が出来ることを利点と考えている
- ・次いで約 24%が「ネットワーク」と回答しており、委託事業者と関係機関及び関係者とのネットワーク力を活かし、効果的かつ効率的な事業運営が出来ることを利点と考えている

(その他の回答)

- ・担当職員の業務削減、安定的な業務の遂行が出来る
- ・新規事業の実施や事業の組み換えなど、柔軟な対応が可能
- ・行政直営の場合、部署異動による引継ぎの負担が大きい、それが無い
- ・多様な視点からタイムリーに課題を把握し、センター事業に反映出来る
- ・行政直営よりも、当事者により近い距離で障害者芸術文化活動の支援が実施可能
- ・機動的に事業を行うことが出来る
- ・相談支援を行うにあたっての相談環境（スペース）が整っている

② 課題

- ・有効回答数のうち約半数が「特になし」と回答しており、委託先の事業運営について、特別な課題などはないと考えている。一方で、以下のとおり予算や事業実施についての課題もある

(財源・人員不足に関する課題)

- ・継続的な財源確保、芸術分野に関する相談対応の体制整備、スキルの向上
- ・センター運営のための予算が少なく、委託料のほとんどを人件費が占めるため、活動費に限りがある
- ・専門員の確保自体が、委託事業者においても苦勞している状況であり、専門員の資質向上が課題（芸術文化への関心のみならず、企画展等の進捗管理・折衝力等の総合的な資質が求められる）

(事業者との連携・コミュニケーションに関する課題)

- ・行政側が求めるもの（数値化した実績・成果等）について、委託事業者の理解が不十分
- ・委託事業者とのコミュニケーションが希薄となり、県の意向が反映されにくくなっている

(その他)

- ・委託事業者が変わらない場合、取組内容（特に研修事業）のマンネリ化が懸念
- ・管内市町村における支援センター（委託事業者）の認知度が低いため、スムーズな連携に課題
- ・センター運営の課題や利用者の意見について、現場の声（生の声）を聴く機会が少なくなる

(4) 受託事業者における課題認識

(支援センター業務を受託している 43 事業者へのアンケート調査結果より)

※有効回答数 30 件（43 事業者中 30 事業者が回答）

① 支援センターの運営上の課題

- ・有効回答数 30 件の内 25 件（83%）が「財源・人員不足」が課題と回答するなど、受託事業者が希望する事業を満足に実施できていないと考えている
- ・その他（1 件）では「県内各地域で障害者の芸術文化活動支援に関する取り組み等が生まれることを目指し、市町村に働きかけているが、障害福祉と芸術文化にまたがる分野であるため、展開しづらい。」と回答するなど、民間事業者から行政へのアプローチが困難であると考えている

(その他)

- ・現在の事業費では最低限のことしか出来ず、新たなアート活動に取り組みたい事業所へのヒアリングやアプローチが出来ていない
- ・費用と人材不足により、美術分野以外の活動が展開出来ていない
- ・人件費とその他費用のバランスに課題があり、単年度契約の事業のため次年度の見通しが立て難い（年度更新のため人員確保も難しい）
- ・費用不足による人員不足で、劇場ホール等での舞台芸術事業は実施困難
- ・事業実施のための資金繰りが厳しく、スタッフの給与は 1 名分も十分に賄えていない。新たな人を育成する余裕がなく、課題は他にも限りなくある
- ・人員・費用不足、活動場所の問題（作業・保管・展示スペースがない）

② 行政に対する要望

- ・有効回答数 30 件の内 12 件（40%）が「予算の増額」と回答
- ・事業費の増額。法人が被る金銭的負担が大きすぎる（仮に黒字化しても減額されるため無意味）

- ・受託事業者が人員・拠点・公用車・一部の給与等の固定費を負担しているため、予算の確保を要望する
- ・継続的な委託金確保を要望。3年毎の見直しで大きく事業費が変動、もしくは消滅する

(その他)

- ・障害者アートを基礎から構築するため、文化振興課・健康福祉課・教育庁などの部署を超えた体制を要望
- ・事業の継続性を考えると、単年度契約ではなく複数年契約が望ましい
- ・例年通りの事務作業や数値ありきの成果に目を向けるのではなく、障害のある人の芸術文化活動を楽しむ姿勢や様子、変化を感じていただきたい（現場に来て実情を把握して欲しい）
- ・行政には専門知識を持つスタッフを安定して確保し、採用や研修制度を充実させて欲しい
- ・行政の担当者によって考え方が全く違うため、研修や引継を徹底して欲しい
- ・県は資金提供だけではなく、共同パートナーとして企画や運営に関わり、人や広報の面でも協力して欲しい

(5) 支援センターの事業実施体制に対する委員意見と提案

① 各委員の意見

(支援センターの運営方法)

- 想定される委託先がない状況で委託はしない方が良い
- 事業所に委託した場合、当該事業所のメリットを考えてしまうという問題があるのではないか
- 支援センターを運営できる人材がいらない。事業所も芸術活動をしているところはあるが美術、舞台等バランスよくやっていたところはないのではないか
- 行政が直営で実施することで、公共性、公平性が担保されることは大きい
- 事業によっては、得意な事業者に委託すると良いのではないか
- 委託にあたって人件費が課題になるのであれば、部分委託も考えられるのではないか
- 委託ではなく、小さな規模で音楽祭等を実施する際にアイデア出しに事業所に参加してもらうなどにより連携してはどうか
- 事業数が多いため、今後、事業の質を上げるために予算が増やせるならば、支援センター運営に係る人を増やすと良いのではないか
- 事業所から行政や民間の芸術セクターとつながることは難しい。行政が運営するメリットをどう最大化し、デメリットを最小化していくかが課題ではないか
- 事業実施に当たって、民間が調整するよりは県が調整する方が協力を得られやすいのではないか
- 人事異動しても蓄積されていく仕組みがあればいい。長いと属人的になりすぎ

る。行政がやるからこそ、だれでもある程度応えられるような仕組みづくりが必要

- 行政直営は異動が多いため、チーム化して知識や経験の継続をしていくといいのではないか
- 芸術文化や観光、教育関係と横断的な連携がしやすいのは行政直営の大きなメリットではないか
- 伝統工芸とのコラボも面白い。発信力がある事業所等と連携するのもいいのではないか
- 障害者支援といたって、多様性、共生社会の実現に向け広がってほしい

(ひょうご障害者芸術文化活動推進会議（仮称）の設置)

- 国でも推進法5年目の節目に有識者会議で集まったが、間が空きすぎるため1年ごとにしようという話になった。事業内容や課題を適宜チェックしていくことは大事ではないか
- 奈良県は障害者芸術推進会議を年2回実施し、支援センターの報告と相談を実施している。検討会のような評価、チェック機能を果たす場が必要ではないか

(活動拠点の整備)

- 活動場所があればよいと思う。アーティストやアートに触れたい人が集まるたまり場的な機能をセンターが持てればいいのではないか
- 第一線で活躍する人が入ると協力する人も増えてくるのではないか
- 空きスペースや店舗を行政が支援してアートスペースとして運営している場所があった。駅の一部だったりするがとても身近に感じた
- 駅前の空き場所が情報のハブになったり、つながりの創設の場になっている。相談業務もしやすくなるので、支援センターが街なかにあってもいいのではないか
- 拠点を建てて、スペースの運営を委託してもいいのではないか
- 拠点が必要だと思うが、行政が場所をもつことは難しいと聞く。現在、バランスよく事業をしていると思うが、障害福祉関係者だけではなく、一般の方に障害者の芸術文化活動をどう伝えていくか、ということに力を入れるといいのではないか

② 提案内容

ア ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの運営方法等について

全都道府県が障害者芸術文化活動支援センターを設置しており（令和7年10月現在）、その大半が社福、一社、公財等の団体へ委託されている。

兵庫県では、行政が直営で実施しているが、適当な委託先が見当たらないことや事業推進の公平性の担保の観点からも、引き続き行政がこの業務を執行することが望ましい。また、現在、十分な事業を実施しつつも、音楽・演

劇の発表の場の創出など、新たな事業展開を見据え、人員増など適切な人員配置、組織体制を構築すること

イ ひょうご障害者芸術文化活動推進会議（仮称）の設置

ひょうご障害者芸術文化活動支援センターが行う事業の検証や今後の事業展開を検討するため、有識者や障害者芸術に取り組む団体等と定期的に意見を交換する場を設置すること

ウ ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの拠点スペースの確保

ひょうご障害者芸術文化活動支援センターが、相談への対応やアーティストが集まり活動の場となるよう、支援センターの事業拠点の設置について検討していくこと

ひょうご障害者芸術文化活動支援センターあり方検討会

第1回検討会

日 時 令和7年9月1日（月）14時～16時

場 所 神戸市教育会館

第2回検討会

日 時 令和7年10月2日（木）14時～16時

場 所 兵庫県農業共済会館

委 員

座 長 服部 正 （甲南大学文学部人間科学科 教授）

文 （NPO 法人 DANCE BOX 事務局長）

岡部 太郎 （一般財団法人たんぼぼの家 理事長）

笹谷 太郎 （「第1回・第11回こころのアート展」等入選作家）

沼田 里衣 （大阪公立大学文学研究科 准教授）

山崎 慎也 （こづかやま Laboratory 管理者）